

次
物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目

○	物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）	
※	租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第	号）による改正後の
もの	………	1
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第二条関係）	……… 10

○ 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）
 ※ 租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第 号）による改正後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

（中小企業者の範囲）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第四条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

現行

（中小企業者の範囲）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第四条第十七号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

とおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会

(特定流通業務施設の区分)

第二条 法第六条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 卸売市場
- 二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業をいう。以下同じ。）の用に供するものに限る。）
- 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設（法第四条第三号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（中小企業者（同条第五号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）が実施する流通業務総合効率化事業（法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の用に供するもの

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

(特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力)

第五条 法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第二十九条の二第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

一 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第四号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律

のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会

(特定流通業務施設の区分)

第二条 法第六条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 卸売市場
- 二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。以下同じ。）の用に供するものに限る。）
- 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設（法第四条第三号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（中小企業者（同条第十七号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）が実施する流通業務総合効率化事業（法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の用に供するもの

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

(特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力)

第五条 法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第三十条第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

一 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第六号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律

第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。)の用に供するもの

二 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。)の用に供するもの(前号に掲げるものを除く。)

2 法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。

(特定第一種荷主の指定に係る重量)

第六条 法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行われた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主(法第三十条第六号に規定する第一種荷主をいう。)が貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。)又は貨物利用運送事業者(法第三十条第六号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を行わせた貨物をいう。

3 法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

(特定第二種荷主の指定に係る重量)

第七条 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年

第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。)の用に供するもの

二 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。)の用に供するもの(前号に掲げるものを除く。)

2 法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。

(特定第一種荷主の指定に係る重量)

第六条 法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行われた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主(法第三十条第八号に規定する第一種荷主をいう。)が貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。)又は貨物利用運送事業者(法第三十条第八号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を行わせた貨物をいう。

3 法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

(特定第二種荷主の指定に係る重量)

第七条 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年

度における運転者（法第二十九条の二第一号に規定する運転者をいう。以下同じ。）との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第三十条第七号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。）が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3 法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（主務大臣）

第十二条 法第五条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第一項に規定する基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第十四条第一項から第十九条において同じ。）の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五

度における運転者（法第三十条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第三十条第九号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。）が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3 法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（主務大臣）

第十二条 法第五条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第一項に規定する基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第十四条第一項から第十九条において同じ。）の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五

十九号) 第二条第十五号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区(法第四条第四号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。)において特定流通業務施設(法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。)の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ 貨物流通事業者(貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るものの事業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣

ロ 食品等生産業者等(法第四条第六号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。)が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣
イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣

ロ 食品等生産業者等が実施するもの(ハに掲げるものを除く。)
農林水産大臣

ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、法第四条第一号に規定する流通業務の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置(物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。)を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ニ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

法第九条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲

十九号) 第二条第十五号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区(法第四条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。)において特定流通業務施設(法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。)の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ 貨物流通事業者(貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るものの事業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣

ロ 食品等生産業者等(法第四条第十八号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。)が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣
イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣

ロ 食品等生産業者等が実施するもの(ハに掲げるものを除く。)
農林水産大臣

ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、法第四条第一号に規定する流通業務の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置(物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。)を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ニ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

3 法第九条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲

げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 卸売市場 農林水産大臣
- 二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣
- 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣
- 四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

（権限の委任）

第十四条 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六条第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第七条第三項の規定による国土交通大臣の権限（いづれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。法第六条第四項第八号に規定する貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第九条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六条第八項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いづれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るもの

げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 卸売市場 農林水産大臣
- 二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣
- 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣
- 四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

（権限の委任）

第十四条 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六条第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第七条第三項の規定による国土交通大臣の権限（いづれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第九条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六条第八項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いづれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るもの

限る。）並びに法第六条第十一項及び第十三項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所に委任する。

5 法第二十九条の六第一項、同条第五項から第八項まで（これらの規定を法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の七第一項及び第二項並びに第二十九条の十三の規定による国土交通大臣の権限（一の地方運輸局の管轄区域内のみにいて実施される法第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

6 法第四十四条から第四十六条まで、第四十七条第三項、第四十八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第二項の規定による法第四十三条第一項に規定する荷主事業所管大臣の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第三十条第五号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主た

限る。）並びに法第六条第十一項及び第十三項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第六条第一項、第四項及び第十項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所に委任する。
(新設)

5 法第四十四条から第四十六条まで、第四十七条第三項、第四十八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第二項の規定による法第四十三条第一項に規定する荷主事業所管大臣の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主

る事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

7| 荷主事業所管大臣権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

8| 荷主事業所管大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

9| 荷主事業所管大臣権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

10| 荷主事業所管大臣権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境局長に委任する。ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

11| 法第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第三項、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項及び第二項の規定による法第六十二条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣の権限（次項において「連鎖化事業所管大臣権限」という。）のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

6| 荷主事業所管大臣権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

7| 荷主事業所管大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

8| 荷主事業所管大臣権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

9| 荷主事業所管大臣権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境局長に委任する。ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

10| 法第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第三項、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項及び第二項の規定による法第六十二条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣の権限（次項において「連鎖化事業所管大臣権限」という。）のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が法第六十九条第二項の規定

12| 連鎖化事業所管大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

11| に基づく権限を自ら行うことを妨げない。
連鎖化事業所管大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲等） 第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。 一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業 イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第五項に規定する特定事業者が共同で行おうとする同法第十四条第一項に規定する経営革新計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの ロ 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第五条第一項に規定する中小受託事業者等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの ハ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第五号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第六条第一項の認定を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの	（業務の範囲等） 第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。 一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業 イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第五項に規定する特定事業者が共同で行おうとする同法第十四条第一項に規定する経営革新計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの ロ 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第五条第一項に規定する中小受託事業者等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの ハ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第十七号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第六条第一項の認定を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業

イ 特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者（法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 企業組合又は協業組合が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。以下ハにおいて同じ。）又は当該合併により設立した会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ニ 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。ホにおいて同じ。）が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ホ 一般社団法人（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

三 事業協同組合若しくは事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この号において「事業協同組合等」という。）又は当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所屬員（中小事業者である組合員又は所

二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業

イ 特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者（法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 企業組合又は協業組合が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。以下ハにおいて同じ。）又は当該合併により設立した会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ニ 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。ホにおいて同じ。）が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ホ 一般社団法人（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

三 事業協同組合若しくは事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この号において「事業協同組合等」という。）又は当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所屬員（中小事業者である組合員又は所

属員については、資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人）以下の会社若しくは個人（以下「特定中小事業者」という。）であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該事業協同組合等が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該事業協同組合等の組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

四 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員である事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員若しくは所属員（中小事業者である組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該組合又は連合会が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の相当部分が集積している区域において、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

属員については、資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人）以下の会社若しくは個人（以下「特定中小事業者」という。）であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該事業協同組合等が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該事業協同組合等の組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

四 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員である事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員若しくは所属員（中小事業者である組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該組合又は連合会が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の相当部分が集積している区域において、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。）、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は市町村（特別区を含む。）が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業

一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。）、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は市町村（特別区を含む。）が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業

務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 前項各号に掲げる事業であつて、当該事業により支援を受けることとなる中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するものが行う新商品、新技術又は新たな業務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 前項各号に掲げる事業であつて、当該事業により支援を受けることとなる中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するものが行う新商品、新技術又は新たな業務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。